

各務原市緑の基本計画
2026-2035
(素案)

各務原市

【目 次】

第1章 基本的事項	1
1 緑の基本計画とは	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画対象区域	5
4 計画期間	5
5 計画の全体構成	6
第2章 緑の現状と課題	8
1 市の概要	9
2 緑の現状	12
3 緑を取り巻く社会情勢	26
4 上位・関連計画の整理	31
5 緑に関する市民意識	33
6 前計画の評価	43
7 緑の課題のまとめ	48
第3章 緑豊かなまちづくりの方向性	51
1 緑の将来像	52
2 緑の配置方針	53
3 緑の将来像図	55
4 緑の基本方針	56
5 都市公園の整備及び管理の方針	59
6 グリーンインフラの推進に関する方針	60
7 目標指標	62
第4章 緑の施策	64
1 施策体系	65
2 各フィールドにおける施策の方向性	67
第5章 計画の推進に向けて	103
1 推進体制	104
2 進行管理	105

第1章

基本的事項

- 1 緑の基本計画とは
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画対象区域
- 4 計画期間
- 5 計画の全体構成

第1章 基本的事項

1 緑の基本計画とは

（1）緑の基本計画の基本的事項

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことです。本市の緑豊かなまちづくりにおける将来像、基本方針、施策などを示すものです。この計画に基づき、緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備、維持管理等を総合的かつ計画的に実施することで緑豊かなまちづくりを推進していきます。

また、都市緑地法第4条第2項には、基本計画において概ね定める事項が掲載されていますが、本市では、このうち必要な事項について本計画に記載することとします。

◆緑の基本計画の特徴

- ◎法律に根拠を置く計画制度です
- ◎市町村の緑全般に関する総合的な計画です
- ◎住民に最も身近な市町村が策定する計画です
- ◎計画の策定に際して住民意見を反映すべき計画です
- ◎計画内容を公表すべき計画です



緑の都市賞・日本都市計画学会賞 受賞

平成13年の「水と緑の回廊計画」の策定から学びの森をはじめとする公園整備や民有地緑化の支援など、様々な取組を行ってきました。これらの取組が評価され、平成17年には「緑の都市賞」内閣総理大臣賞を、平成20年には「日本都市計画学会賞」計画設計賞を受賞しました。



（2）改定経緯

本市では、昭和60（1985）年度に緑の基本計画の前身である「緑のマスタープラン」を策定しました。その後、関係法令の改正や社会情勢の変化、上位計画の改定に伴い、以下のとおり緑の基本計画の改定を進め、緑豊かなまちづくりを推進してきました。



図1-1 改定経緯



(3) 計画改定の背景

本市では、平成28（2016）年度に令和7（2025）年度を目標年次とする「各務原市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備や公共施設の緑化など、様々な取組を進めてきました。その間、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、そして、新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルや価値観の多様化により、緑の果たす役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。これに伴い、都市緑地法や都市公園法等が改正されるなど、緑に関する制度の見直しも行われています。

このような社会情勢の変化や新たに生じた課題に柔軟に対応し、緑豊かなまちづくりを一層推進するため、新たな緑の基本計画を策定し、本市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めます。

＜計画策定の方向性＞

- 総合計画や都市計画マスターplan等との整合性のある計画とします。
- 「SDGs（持続可能な開発目標）」、「グリーンインフラ」の視点を踏まえた計画とします。
- 概念図やイメージ図を用いたシンプルで分かりやすい構成・内容とし、誰もが読んで、分かりやすい計画とします。
- 市民・事業者・行政等が目指すイメージを共有でき、連携して取り組む計画とします。

(4) 計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」は、森林、樹木、草花、芝など、それ自体が良好な自然環境を形成しているものと、公園や広場、学校、街路樹、河川、農地などと一体となって、都市の住環境の質を高めているものの総称とします。

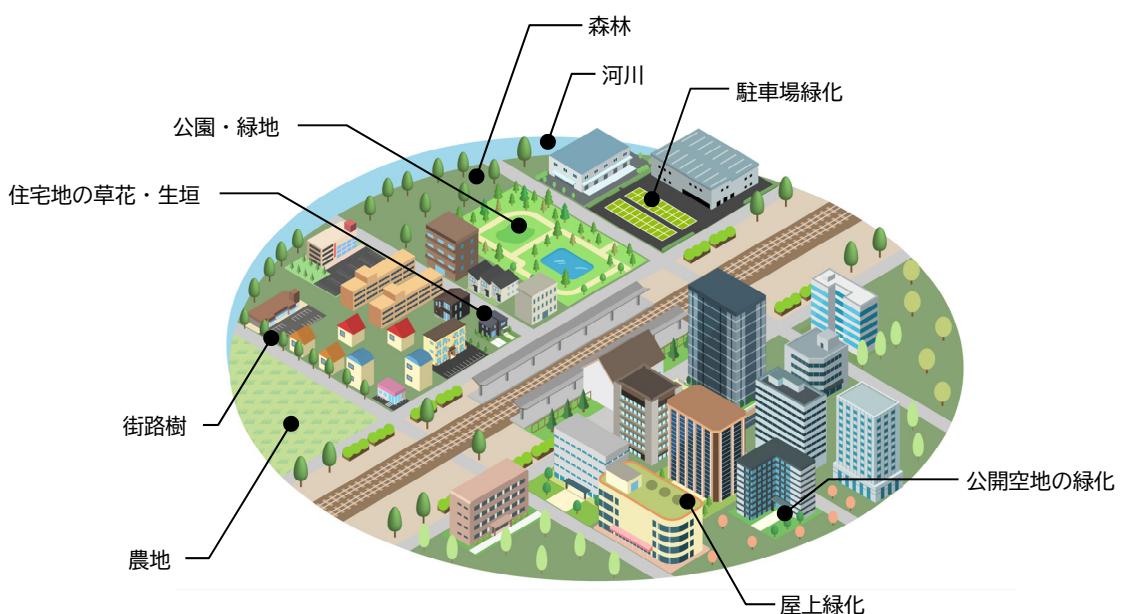


図1-2 計画で対象とする「緑」

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である総合計画に即し、都市計画マスター プランや環境基本計画等の関連計画と整合を図った緑全般を対象とする総合的な計画として位置づけられます。また、国の動きを踏まえた計画とします。



図1-3 計画の位置づけ

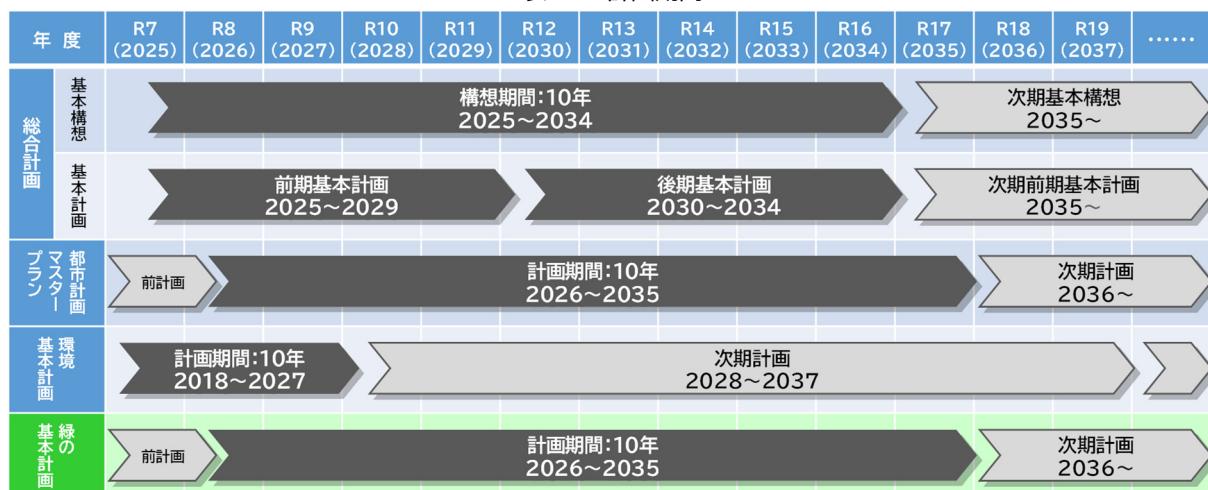
3 計画対象区域

本計画は、都市緑地法に基づき、都市計画区域を対象として策定する計画であるため、市全域（約8,781ha=都市計画区域）を計画対象区域とします。

4 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や総合計画及び都市計画マスター プラン等の各種計画の改定の際には、適宜必要な見直しを行います。

表1-1 計画期間



5 計画の全体構成

本計画は、次のとおり全5章で構成しています。

第1章 基本的事項

- 1 緑の基本計画とは
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画対象区域
- 4 計画期間
- 5 計画の全体構成

第2章 緑の現状と課題

- 1 市の概要
- 2 緑の現状
- 3 緑を取り巻く社会情勢
- 4 上位・関連計画の整理
- 5 緑に関する市民意識
- 6 前計画の評価
- 7 緑の課題のまとめ

第3章 緑豊かなまちづくりの方向性

- 1 緑の将来像
- 2 緑の配置方針
- 3 緑の将来像図
- 4 緑の基本方針
- 5 都市公園の整備及び管理の方針
- 6 グリーンインフラの推進に関する方針
- 7 目標指標

緑の将来像

『まちと緑と つながるしあわせ かかみがはら』

- 基本方針I 保全 豊かな自然環境と美しい緑の風景を守る
- 基本方針II 創出 快適な暮らしを支える緑を創り育てる
- 基本方針III 活用 賑わいと交流を生み出す緑を活用する
- 基本方針IV 担い手 育成 緑豊かなまちづくりを支える担い手を育成支援する

第4章 緑の施策

- 1 施策体系
- 2 各フィールドにおける施策の方向性

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制
- 2 進行管理

資料編

- 1 策定経過
- 2 各務原市緑の基本計画策定委員会
- 3 パブリックコメント（意見公募）

図1-4 計画の全体構成



市の木・市の花・市民の花木を知っていますか？

市制施行10周年を記念し、郷土を緑と花でつつまれた美しいまちにしようと、市民から公募し、昭和48年市民憲章制定等委員会で市の木に「まつ」、市の花に「つつじ」が選定されました。

また、本市には「日本さくら名所100選」に選ばれた「百十郎桜」をはじめ、市には数々の桜の名所があります。

市の桜は、ボランティアによる保護活動や市民の手による植樹など、市民との関わりの中で愛され、育てられてきました。そこで、市は市民憲章推進協議会の提案を受け、平成22年に市民の花木「さくら」を定めました。



市の木 まつ



市の花 つつじ



市民の花木 さくら

用語解説

- ・グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
- ・Park-PFI：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
- ・生物多様性：様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
- ・立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスターplan。
- ・コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
- ・ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること（自然再興）。
- ・総合計画：目指すまちの将来像、そのためにどのようなことを実施していくのかを総合的、体系的にまとめたまちづくりの基本となる計画で、市政の指針となる市の最上位計画。
- ・都市計画マスターplan：「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、長期的な視点での将来都市像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにするもの。
- ・環境基本計画：環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画。
- ・都市計画区域：自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的な整備、開発及び保全する必要のある区域として指定される区域。本市の場合は、市全域が指定されている。